

特別養護老人ホーム船橋百寿苑 指定介護老人福祉施設事業（運営規程）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人修央会が設置する特別養護老人ホーム船橋百寿苑（以下「施設」という。）において実施する指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 前5項のほか、「船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和6年条例第28号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 船橋百寿苑
- (2) 所在地 千葉県船橋市古和釜町791番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設の従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名
（常勤、指定短期入所生活介護、指定予防短期入所生活介護を兼務）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
また、従業者に対して、本運営規程に掲げる規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。なお、管理者に事故あるときは、当法人の理事長がこれを代行する。

- (2) 医師 1名
(非常勤、施設の協力病院からの医師又は嘱託医と兼務)
入所者の診療及び健康管理、施設の保健衛生の管理指導を下記の内容で行う。
 - ①勤務日数 原則、週1回の固定された曜日で月4日を限度とする。
 - ②勤務時間 午前10時から正午まで又は午後1時から午後3時までのいずれか。
 - ③勤務場所 所在地：千葉県船橋市古和釜町791番地1
名称：特別養護老人ホーム船橋百寿苑診療所
- (3) 生活相談員 1名以上
入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 看護職員 3名以上（常勤換算）
(指定短期入所生活介護、指定予防短期入所生活介護を兼務)
入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行うとともに、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護を行うほか、施設の保健衛生業務に従事する。
- (5) 介護職員 31名以上（常勤換算）
(指定短期入所生活介護、指定予防短期入所生活介護を兼務)
入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名
(常勤、指定短期入所生活介護、指定予防短期入所生活介護を兼務)
入所者に提供する食事の管理、入所者に対する栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
(看護職員若しくは介護職員のうち機能訓練指導員に任命された者で兼務)
入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上
入所者の施設サービス計画原案の作成及び必要に応じて当該計画の変更を行う。

(入所定員及び定員の遵守)

第5条 施設の入所定員は80人とする。

- 2 市町村が行った措置による入所等やむを得ない場合を除き、入所定員を超過しないものとする。
- 3 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはしない。但し、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(施設サービスの内容の説明及び同意)

第6条 施設は、入所者に対し適切な施設サービスを提供するために、当該施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等が記載された重要事項説明書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応)

第7条 施設は、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な施設サービスの提供が困難な場合を除いて当該サービスの提供を拒んではならない。

2 前項の事由によるサービスの提供が困難な場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第10条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。

3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、施設の生活相談員、介護

職員、看護職員、介護支援専門員等の間で定期的に協議し、検討する。

- 5 施設は、前項の検討を踏まえて、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第 11 条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

- 2 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

(利用料等の受領)

第 12 条 施設は、法定代理受領受領サービスに該当する施設サービス費に該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用
 - (3) 入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
- 5 施設は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。また、同項第 1 号から第 4

号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の発行)

第 13 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を入所者に対して交付する。

(施設サービスの取扱方針)

第 14 条 施設は、次条に規定する施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

- 2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとする。
- 3 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入所者本人又はその他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を3月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員、その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。
- 7 施設は、自ら提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画の作成)

第 15 条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めるものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法

により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなる「サービス担当者会議」の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め、調整を図るものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得るものとする。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に入所者に面接するとともに、定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定を受けた場合又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議を開催若しくは照会し、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更に準用する。

（介護）

第 16 条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行うものとする。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り換えるものと

する。

- 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することで褥瘡発生の予防効果を向上させる。
- 6 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、入所者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

第17条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。
- 3 食事の時間は、特段の事情がない限り、次のとおりとする。

朝食 午前8時、 昼食 正午、 夕食 午後6時

(相談及び援助)

第18条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助をする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第19条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事等を行う。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の多様な外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第20条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(栄養管理)

第21条 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生の管理)

第 22 条 施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(健康管理)

第 23 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

(入所者の外出、外泊、禁止事項)

第 24 条 入所者が外出若しくは外泊を希望する場合は、施設長へ届出るものとする。

2 入所者は、施設内において次の各号に掲げる行為は行わないものとする。

- (1) 自己が信ずる宗教及び思想信条を他の入所者へ強制することや攻撃すること並びに口論や喧嘩、窃盗等による他の入所者への迷惑行為、施設の秩序及び風紀を乱すこと
- (2) 施設内及び施設敷地内での喫煙
- (3) 施設及びその設備の破損又は汚損
- (4) 決められた物品以外の物品を施設に持ち込むこと

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 25 条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所することができるようにする。

(入所者に関する市町村への通知)

第 26 条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 27 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合のため、あらかじめ施設の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておくものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第 28 条 計画担当介護支援専門員は、第 15 条に規定する業務のほか、次に掲げる業

務を行う。

- (1) 入所申込者の入所に際し、当該者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該者及びその家族の希望、当該者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 第 14 条第 5 項に規定する身体的拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 第 38 条に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (7) 第 40 条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(勤務体制の確保等)

第 29 条 施設は、入所者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 施設は、施設サービスの提供に当たっては、施設の従業者によって行うものとする。但し、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を次のとおり確保する。その際、施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するもの者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に 5 日以上行う
 - (2) OJT 研修 採用後職員に対して継続的に行う
 - (3) 職員全体研修 年間 3 回以上行う
 - (4) 派遣研修 随時積極的に派遣する
- 4 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 30 条 施設は、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するもの）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに入所者及びその家族等に周知するとともに、定期的（年 3 回）に避難訓練、救出訓練その他必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 31 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年 2 回以上）に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 32 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
 - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 施設において、介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（年 2 回以上）に実施すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこと。

（協力病院）

第 33 条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（掲示）

第 34 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、

協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

- 2 施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第 35 条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。
 - (2) 従業者であった者に対して、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておくものとする。

(広告)

第 36 条 施設は、当該施設において広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 37 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設から退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受することはしない。

(苦情処理)

第 38 条 施設は、提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、市町村からの求めがあった場合は、当該改善の内容を市町村に報告するものとする。

- 4 施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康団体連合会が行う法 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 39 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 40 条 施設は、事故の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的（年 2 回以上）に行う。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害の賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第 41 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定

期的（年2回以上）に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、施設サービスの提供中に、当該施設の従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（会計の区分）

第42条 施設は、施設サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

（記録の整備）

第43条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 施設サービス計画

(2) 第11条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第14条第5項に規定する身体的拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（説明の同意の確認）

第44条 施設は、第6条の規定に基づいて、入所申込者又はその家族に対して文書を用いて行った説明に対し、同意を得たときは、その旨を記す当該文書を2部作成し、施設及び利用申込者又はその家族がそれぞれ一部ずつ保有する。当該文書の記載内容及び説明内容に変更が生じた場合も同様とする。

（委任）

第45条 この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は社会福祉法人修央会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。